



熊本県公報

第 1 1 8 5 2 号

平成 21 年 10 月 23 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室)	1
○保安林の指定…………… (森林保全課)	1
○指定居宅サービス事業者の指定取消し…………… (高齢者支援総室)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定取消し…………… (〃)	2
○道路の区域変更…………… (道路保全課)	2
○道路の区域変更…………… (〃)	2
○道路の供用開始…………… (〃)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室)	3
○平成 21 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課)	3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工政策課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (〃)	15
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所…………… (都市計画課)	15
○道路の位置指定の公告…………… (建築課)	15
○道路の位置指定の公告…………… (〃)	16
○道路の位置指定の公告…………… (〃)	16
○道路の位置指定の公告…………… (〃)	16
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課)	16
登 載 依 頼	
○くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催…………… (くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会)	17

告 示

熊本県告示第 9 7 0 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コスモピア熊本訪問リハビリテーション 熊本市尾ノ上 1 丁目 3 番 1 2 号	医療法人堀尾会	平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日

熊本県告示第 9 7 1 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字北満越 4 5 5 9 番 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 972 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
訪問介護バーネット 熊本市小山六丁目 17 番 11 号	株式会社梅田企画	平成 21 年 10 月 14 日

熊本県告示第 973 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 9 第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
訪問介護バーネット 熊本市小山六丁目 17 番 11 号	株式会社梅田企画	平成 21 年 10 月 14 日

熊本県告示第 974 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 21 年 10 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 10 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	球磨郡五木村甲字板木 2559 番地先から 同所 2553 番地先まで	前	3.5 ～ 7.1	70.0	道路法 第 24 条工事 (河川 進入路 整備に 伴う拡 幅)
			後	3.8 ～ 16.4	72.0	

2 区域を変更する期日 平成 21 年 10 月 23 日**熊本県告示第 975 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 21 年 10 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 10 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田 山鹿線	山鹿市椿井字下田 1231 番 2 地先から 同市椿井字尾崎 548 番 2 地先まで	前	9.1 ～ 16.0	76.0	単橋改 (仮設 道路の 撤去)
				6.2		

				～ 14.5	83.5	
			後	9.1 ～ 16.0	76.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県告示第 9 7 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田山 鹿線	山鹿市椿井字尾崎 5 5 6 番 3 地先から 同所 5 5 2 番 3 地先まで	12.7	単橋改 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県告示第 9 7 7 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
けあらーず榎 指定 訪問介護事業所 熊本市榎町 1 5 番 1 9 1 号	株式会社セラム 愛知県名古屋市北区 大曾根一丁目 2 6 番 2 3 号 玉置 正樹	平成 2 1 年 1 1 月 1 日	4310100807	居宅介護 重度訪問介護

熊本県告示第 9 7 8 号

平成 2 1 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成 2 1 年 9 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 1 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 1 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,996,296 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 825,545,387 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		7,567,672	84,490	7,652,162
	1 負担金	6,825,100	84,490	6,909,590
2 使用料及び手数料		11,192,149	240	11,192,389
	1 手数料	3,277,147	240	3,277,387
3 国庫支出金		169,407,586	15,218,123	184,625,709
	1 国庫負担金	35,166,591	430,209	35,596,800
	2 国庫補助金	131,268,168	14,783,533	146,051,701
	3 国庫委託金	2,972,827	4,381	2,977,208
4 繰入金		32,446,544	4,845,325	37,291,869
	1 特別会計繰入金	3,964,658	204,150	4,168,808
	2 基金繰入金	28,481,886	4,641,175	33,123,061

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰 越 金		1	4,177,523	4,177,524
	1 繰 越 金	1	4,177,523	4,177,524
6 諸 収 入		39,179,903	122,595	39,302,498
	1 受 託 事 業 入 収	1,393,298	79,780	1,473,078
	2 雑 入	4,407,828	42,815	4,450,643
7 県 債		130,124,000	1,548,000	131,672,000
	1 県 債	130,124,000	1,548,000	131,672,000
歳 入 合 計		799,549,091	25,996,296	825,545,387
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		34,534,291	4,955,747	39,490,038
	1 総 務 管 理 費	13,112,454	828	13,113,282
	2 企 画 費	5,770,109	713,622	6,483,731
	3 徴 税 費	8,161,595	3,832,997	11,994,592

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 市 町 村 費	3,791,775	408,300	4,200,075
2 民 生 費		97,959,690	3,459,142	101,418,832
	1 社会福祉費	69,831,535	3,226,463	73,057,998
	2 児童福祉費	24,290,234	74,610	24,364,844
	3 生活保護費	3,788,593	158,069	3,946,662
3 衛 生 費		41,696,309	4,963,959	46,660,268
	1 公衆衛生費	30,904,340	3,801,267	34,705,607
	2 環境衛生費	8,064,882	1,141,194	9,206,076
	3 医 薬 費	695,400	21,498	716,898
4 労 働 費		13,253,528	34,978	13,288,506
	1 職業訓練費	1,598,834	34,978	1,633,812
5 農 水 産 業 林 費		77,546,553	3,253,800	80,800,353
	1 農 業 費	14,904,311	165,768	15,070,079
	2 畜 産 業 費	7,803,870	12,900	7,816,770

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農 地 費	24,934,722	9,130	24,943,852
	4 林 業 費	22,743,298	2,470,968	25,214,266
	5 水 産 業 費	7,160,352	595,034	7,755,386
6 商 工 費		33,868,848	91,359	33,960,207
	1 工 鉱 業 費	6,691,263	91,359	6,782,622
7 土 木 費		130,838,684	7,258,158	138,096,842
	1 土 木 管 理 費	27,814,607	5,001,508	32,816,115
	2 道 橋 り ょ う 路 費	56,278,979	2,070,500	58,349,479
	3 河 川 海 岸 費	24,033,526	76,400	24,109,926
	4 港 湾 費	9,097,981		9,097,981
	5 都 市 計 画 費	11,293,219	109,750	11,402,969
	6 住 宅 費	2,320,372		2,320,372
8 警 察 費		40,780,019	2,920	40,782,939
	1 警 察 活 動 費	3,871,714	2,920	3,874,634

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 教 育 費		千円	千円	千円
		169,702,108	777,109	170,479,217
	1 教育総務費	24,783,325	771,999	25,555,324
	2 高等学校費	33,932,862		33,932,862
	3 特別支援 学 校 費	9,286,653		9,286,653
	4 社会教育費	2,808,269	2,180	2,810,449
10 災害復旧費	5 保健体育費	2,184,088	2,930	2,187,018
		2,692,559	1,199,124	3,891,683
	1 農林水産業 災害復旧費	975,559	468,956	1,444,515
11 諸 支 出 金	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,717,000	730,168	2,447,168
		42,482,773		42,482,773
11 諸 支 出 金	1 繰 出 金	6,318,364		6,318,364
歳 出 合 計		799,549,091	25,996,296	825,545,387

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 海岸漂着物等調査業務	平成22年度	千円 2,000
2 河川総合開発事業 (路木ダム取水放流設備) 天 草 市	平成22年度 ～平成24年度	350,000
	年次別内訳	
	平成22年度	150,000
	平成23年度	100,000
	平成24年度	100,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
1 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、熊本県 漁業近代化資金事務取扱要綱 に基づく漁業近代化資金を、 漁業者等に対し、平成21年度 において総額10億円の範囲内 で融資する場合の漁業協同組 合等に対する利子補給	平成22年度 ～平成41年度	千円 25,191	平成22年度 ～平成41年度	千円 57,057
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成22年度	4,762	平成22年度	12,262
	平成23年度	4,461	平成23年度	11,961
	平成24年度	3,808	平成24年度	11,329
	平成25年度	3,066	平成25年度	8,991
	平成26年度	2,335	平成26年度	5,135
	平成27年度	1,794	平成27年度	2,414
	平成28年度	1,460	平成28年度	1,460
	平成29年度	1,160	平成29年度	1,160
	平成30年度	890	平成30年度	890
	平成31年度	620	平成31年度	620
	平成32年度	350	平成32年度	350
	平成33年度	149	平成33年度	149
	平成34年度	78	平成34年度	78
	平成35年度	68	平成35年度	68
	平成36年度	58	平成36年度	58
	平成37年度	47	平成37年度	47
	平成38年度	37	平成38年度	37
	平成39年度	26	平成39年度	26
	平成40年度	16	平成40年度	16
	平成41年度	6	平成41年度	6

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
2 情報処理関連業務	平成22年度 ～平成26年度	549, 254	平成22年度 ～平成26年度	578, 000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成22年度	229, 777	平成22年度	247, 342
	平成23年度	160, 667	平成23年度	164, 394
	平成24年度	156, 179	平成24年度	159, 906
	平成25年度	2, 174	平成25年度	5, 901
	平成26年度	457	平成26年度	457

第3表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
造 林 国 庫 補 助 事 業 費	千円 195,000	(借入先) 財務省、地		据置期間を 含め30年以内	千円 321,000			
林 道 国 庫 補 助 事 業 費	1,653,000	方公共団体金		半年賦元利	1,670,000			
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	2,296,000	融機構、会社、 その他		均等償還又は 元金均等償還、	2,446,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	112,000	(借入方法)		満期一括償還 等				
漁 港 国 庫 補 助 事 業 費	1,064,000	証書借入又 は証券発行（他		但し、県財	848,000			
道路維持国庫 補 助 事 業 費	6,388,000	の地方公共団		政の都合によ	5,811,000			
河 川 国 庫 補 助 事 業 費	2,332,000	体との共同発		行をなし、又は	2,224,000			
港湾建設国庫 補 助 事 業 費	2,054,000	行を含む。） (その他)	年 10 %	借り換えをす	2,008,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	82,000	工事その他	以 内	ることができ		(補 正 前 に 同 じ)		
空港直轄事業 負 担 金	159,000	の都合により、 一部もしくは		る。	175,000			
治山災害現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	10,000	全部を翌年度			45,000			
公共土木現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	343,000	以降に繰り下			558,000			
老人福祉施設 整 備 事 業 費	192,000	げて借り入れ			510,000			
単県治山事業費	78,000	することがで						
県有施設耐震 整 備 事 業 費	10,000	きる。						
九州新幹線 建 設 事 業 費	24,453,000	発行価格が 額面金額を下			29,405,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	1,013,000	回るときは、 その発行差額			459,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	1,425,000	をうめるため 必要な金額を						
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	404,000	加算した額を 限度額とする						
単県河川海岸 整 備 事 業 費	151,000	ことができる。						
単 県 街 路 整 備 事 業 費	269,000							
県立高等学校 整 備 事 業 費	605,000				371,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 有 林 整 備 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。	年 10 % 以 内	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円	(補 正 前 に 同 じ)		
	81,000				66,000			
計	45,369,000				46,917,000			

平成 2 1 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 204,150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,521,751 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金		千円 1,117,233	千円 204,150	千円 1,321,383
	1 繰 越 金	1,117,233	204,150	1,321,383
歳 入 合 計		1,317,601	204,150	1,521,751

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 1,117,233	千円 204,150	千円 1,321,383
	1 繰 出 金	1,117,233	204,150	1,321,383
歳 出 合 計		1,317,601	204,150	1,521,751

平成21年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度熊本県電気事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	2,298,040千円	14,957千円	2,312,997千円
第1項 営業費用	2,178,136千円	14,957千円	2,193,093千円

公 告

熊本県公告第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器New八代店
八代市旭中央通4-3

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ベスト電器八代店	ベスト電器New八代店

（2）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベスト電器 代表取締役社長 北田 葆光 福岡県福岡市中区那ノ津二丁目1番 12号	代表取締役社長 濱田 孝 福岡市博多区千代六丁目2番33号

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベスト電器 代表取締役社長 北田 葆光 福岡県福岡市中区那ノ津二丁目1番 12号	代表取締役社長 濱田 孝 福岡市博多区千代六丁目2番33号

3 変更の年月日

2の（1）の大規模小売店舗の名称 平成21年9月25日
2の（2）及び（3）の住所の変更 平成17年6月1日
2の（2）及び（3）の代表者の変更 平成21年6月12日

4 変更する理由

- 2の(1)の大規模小売店舗の名称 営業施策のため
2の(2)及び(3)の住所の変更 本社移転のため
5 届出年月日
平成21年9月25日
6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成21年10月23日から平成22年2月23日まで

熊本県公告第556号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器New八代店
八代市旭中央通4-3
2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 建物南側及び建物敷地南側 収容台数 72台
変更後 位置 建物南側 収容台数 56台
イ 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 建物敷地西側 収容台数 68台
変更後 位置 建物敷地西側 収容台数 17台
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 数 4箇所 位置 建物敷地南側及び建物敷地南側駐車場の北側と南側
変更後 数 2箇所 位置 建物敷地南側
3 変更する年月日
平成22年5月26日
4 変更する理由
経営環境に対応した営業政策のため
5 届出年月日
平成21年9月25日
6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成21年10月23日から平成22年2月23日まで

熊本県公告第557号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により、益城台地西土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
西田一郎	上益城郡益城町広崎1380番地
村上秀幸	熊本市桜木四丁目6番15号
山田重義	熊本市大江一丁目28番21号
井上孝明	熊本市沼山津四丁目4番8号
西田明敏	上益城郡益城町広崎1326番地3
榊田敬三	熊本市沼山津一丁目24番29号
西田誠一	上益城郡益城町広崎1330番地2
森田芳光	上益城郡益城町広崎1108番地2
米満猛男	熊本市沼山津三丁目4番30号

熊本県公告第558号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市川部田416番地
- 2 築造者の氏名 小森田睦子
- 3 道路の位置 玉名市川部田字南屋敷454番、同456番9、同456番10及び同456番11
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 29.67メートル
- 6 指定年月日 平成21年10月7日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第20号

熊本県公告第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市築籠町107番2
- 2 築造者の氏名 松落博昭
- 3 道路の位置 宇土市築籠町字道上99番8、同99番12、同107番3、同107番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 29.45メートル
- 6 指定年月日 平成21年10月9日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第20号

熊本県公告第560号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市泗水町永843番
- 2 築造者の氏名 株式会社荒木重機
- 3 道路の位置 菊池市泗水町永字北畑834番1、同837番4、同837番10、字東原840番8及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 77.67メートル
- 6 指定年月日 平成21年10月7日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第79号

熊本県公告第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市大倉1467番地13
- 2 築造者の氏名 株式会社有明電設
- 3 道路の位置 玉名市大倉字深迫1407番7及び同1440番6
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 75.15メートル
- 6 指定年月日 平成21年10月14日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第21号

熊本県公告第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営花房中部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成21年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営花房中部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成21年10月26日から平成21年11月24日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

登 載 依 頼

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第8号

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年10月23日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会長

- 1 開催日時
平成21年10月28日（水）
午後1時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階「多目的AV会議室」
- 3 会議内容
(1) 後期行動計画の素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225）